

令和7年1月28日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 村田 隆善

(担当・内線) 福祉統計係 (7553・7554)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2919

令和5年度福祉行政報告例の概況

目次	頁
報告の概要	1
結果の概要	
1 身体障害者福祉関係	2
2 知的障害者福祉関係	2
3 障害者総合支援関係	3
4 婦人保護関係	3
5 老人福祉関係	
(1) 老人ホームの施設数・定員	4
(2) 老人クラブ数・会員数	4
6 民生委員関係	
(1) 民生委員数	5
(2) 民生委員の活動状況	5
7 社会福祉法人関係	6
8 戦傷病者特別援護関係	6
統計表一覧	8
用語の定義	13

令和5年度福祉行政報告例の概況は厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>)

報 告 の 概 要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類

月報(6表)及び年度報(48表)とする。

4 報告事項

身体障害者福祉関係、障害者総合支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係(こども家庭庁所管)、母子保健関係(こども家庭庁所管)、児童扶養手当関係(こども家庭庁所管)、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付等関係

5 報告の方法及び系統

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)に提出する。



6 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

減少数(率)の場合	
計数がない場合	-
統計項目のありえない場合	.
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	...

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 令和6年能登半島地震の影響により、本概況5頁の6(2)民生委員の活動状況のうち令和5年度の計上については、石川県の一部を除いて集計した数値である。

(4) 児童福祉関係の一部の結果については、現在作業を進めているところであり、令和7年3月に公表することを予定している。

結果の概要

1 身体障害者福祉関係

令和5年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は4,783,069人で、前年度に比べ59,216人(1.2%)減少している(表1、統計表1)。

障害の種類別にみると、「肢体不自由」が2,334,864人(構成割合48.8%)と最も多く、次いで「内部障害」が1,628,015人(同34.0%)となっている(図1、統計表1)。

図1 身体障害者手帳交付台帳登録数

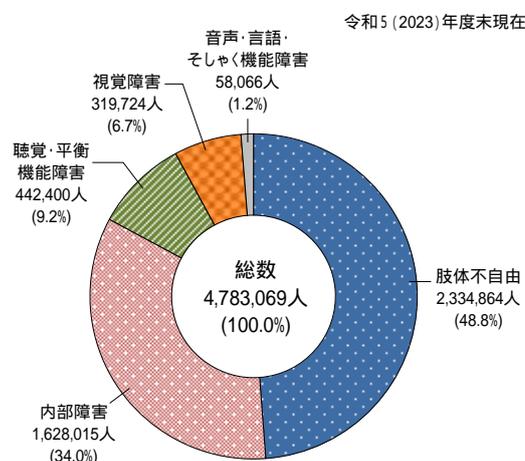


表1 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移

(単位：人) 各年度末現在

	令和元年度 (2019)	2年度 (20)	3年度 (21)	4年度 (22)	5年度 (23)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	5,047,741	4,970,804	4,909,340	4,842,285	4,783,069	59,216	1.2
18歳未満	98,226	96,207	94,039	92,287	90,454	1,833	2.0
18歳以上	4,949,515	4,874,597	4,815,301	4,749,998	4,692,615	57,383	1.2

2 知的障害者福祉関係

令和5年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は1,281,469人で、前年度に比べ38,864人(3.1%)増加している(表2、統計表2)。

表2 療育手帳交付台帳登録数の年次推移

(単位：人) 各年度末現在

	令和元年度 (2019)	2年度 (20)	3年度 (21)	4年度 (22)	5年度 (23)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	1,151,284	1,178,917	1,213,058	1,242,605	1,281,469	38,864	3.1
18歳未満	287,548	290,975	299,010	309,618	325,224	15,606	5.0
18歳以上	863,736	887,942	914,048	932,987	956,245	23,258	2.5

3 障害者総合支援関係

令和5年度中の身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況は、購入決定件数が151,785件で、修理決定件数が101,914件となっている。

それぞれの決定件数を補装具の種目別にみると、購入は「補聴器」が47,408件、修理は「車椅子」が33,068件と最も多くなっている。(表3)

表3 身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況

(単位:件)

補装具の種目	購入決定件数					修理決定件数				
	令和3年度 (2021)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	対前年度		令和3年度 (2021)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	対前年度	
				増減数	増減率(%)				増減数	増減率(%)
総数	149 923	148 823	151 785	2 962	2.0	102 811	101 503	101 914	411	0.4
義肢	4 980	4 997	4 976	21	0.4	7 178	7 234	7 050	184	2.5
装具	42 526	41 374	41 330	44	0.1	15 738	15 794	15 408	386	2.4
座位保持装置	9 485	9 249	9 512	263	2.8	8 355	8 630	8 693	63	0.7
視覚障害者安全つえ	8 179	8 865	8 738	127	1.4	82	72	61	11	15.3
義眼	869	981	928	53	5.4	-	1	2	1	100.0
眼鏡	6 617	6 837	6 986	149	2.2	281	277	307	30	10.8
補聴器	45 109	45 768	47 408	1 640	3.6	21 878	21 490	21 602	112	0.5
人工内耳	692	679	1 008	329	48.5
車椅子	18 843	18 016	18 911	895	5.0	33 970	32 722	33 068	346	1.1
電動車椅子	2 702	2 787	3 114	327	11.7	12 581	12 518	12 708	190	1.5
座位保持椅子	2 460	2 437	2 437	0	0.0	609	629	647	18	2.9
起立保持器具	877	840	746	94	11.2	312	329	298	31	9.4
歩行補助つえ	3 046	2 743	2 787	44	1.6	596	577	492	85	14.7
頭部保持器具	490	430	382	48	11.2	14	14	13	1	7.1
排便補助具	16	12	16	4	33.3	3	-	6	6	...
歩行補助つえ	3 072	2 846	2 774	72	2.5	108	126	147	21	16.7
重度障害者用意思伝達装置	652	641	740	99	15.4	414	411	404	7	1.7

注: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による特例補装具としての補装具費の支給を含む。

4 婦人保護関係

令和5年度中の婦人相談所及び婦人相談員における相談の受付件数は327,125件で、前年度に比べ4,013件(1.2%)増加している。

相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は254,932件で、前年度に比べ5,139件(2.1%)増加している。(表4)

表4 婦人相談所及び婦人相談員における相談の経路別受付件数の年次推移

(単位:件)

	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	311 556	326 883	310 302	323 112	327 125	4 013	1.2
本人自身	239 460	250 902	242 260	249 793	254 932	5 139	2.1
本人以外	72 096	75 981	68 042	73 319	72 193	1 126	1.5

注: 「本人以外」とは、「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等である。

5 老人福祉関係

(1) 老人ホームの施設数・定員

令和5年度末現在の老人ホームの施設数は13,868施設で、前年度に比べ45施設(0.3%)増加し、定員は818,928人で前年度に比べ3,769人(0.5%)増加している。

施設の種類別に定員数をみると、「特別養護老人ホーム」が前年度に比べ4,300人(0.7%)増加している。(表5)

表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	各年度末現在 対前年度	
						増減数	増減率(%)
施設総数(施設)	13 456	13 604	13 744	13 823	13 868	45	0.3
養護老人ホーム	949	943	944	930	937	7	0.8
特別養護老人ホーム	10 187	10 336	10 469	10 562	10 606	44	0.4
軽費老人ホーム	2 035	2 035	2 037	2 036	2 031	5	0.2
都市型軽費老人ホーム	83	87	91	93	94	1	1.1
軽費老人ホームA型	190	190	190	189	189	-	-
軽費老人ホームB型	12	13	13	13	11	2	15.4
定員総数(人)	787 754	798 175	809 435	815 159	818 928	3 769	0.5
養護老人ホーム	63 016	62 577	62 201	61 040	60 920	120	0.2
特別養護老人ホーム	629 689	640 372	651 848	658 463	662 763	4 300	0.7
軽費老人ホーム	81 824	81 882	82 040	82 330	82 034	296	0.4
都市型軽費老人ホーム	1 433	1 502	1 574	1 614	1 634	20	1.2
軽費老人ホームA型	11 274	11 274	11 204	11 144	11 079	65	0.6
軽費老人ホームB型	518	568	568	568	498	70	12.3

注：有料老人ホームを除く。

(2) 老人クラブ数・会員数

令和5年度末現在の老人クラブ数は77,596クラブで、前年度に比べ3,983クラブ(4.9%)減少し、会員数は3,766,915人で、前年度に比べ286,447人(7.1%)減少している。

老人クラブ数、会員数とも年々減少している。(図2、表6)

図2 老人クラブ数・会員数の年次推移

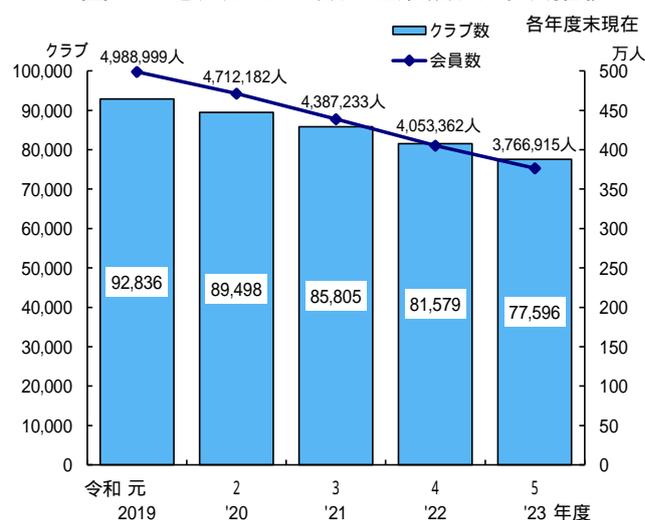


表6 老人クラブ数・会員数の年次推移

	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	各年度末現在 対前年度	
						増減数	増減率(%)
老人クラブ数(クラブ)	92 836	89 498	85 805	81 579	77 596	3 983	4.9
会員数(人)	4 988 999	4 712 182	4 387 233	4 053 362	3 766 915	286 447	7.1

6 民生委員関係

(1) 民生委員数

令和5年度末現在の民生委員（児童委員を兼ねる。）の数は228,573人で、前年度に比べ1,147人（0.5%）増加している。

男女別にみると、男は85,916人で、前年度に比べ86人（0.1%）減少し、女は142,657人で、前年度に比べ1,233人（0.9%）増加している。（表7、統計表3）

表7 男女別民生委員数の年次推移

	(単位：人)						各年度末現在	
	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	構成割合 (%)	対前年度	
							増減数	増減率(%)
総数	229 071	230 690	231 111	227 426	228 573	100.0	1 147	0.5
男	88 483	88 810	88 610	86 002	85 916	37.6	86	0.1
女	140 588	141 880	142 501	141 424	142 657	62.4	1 233	0.9

(2) 民生委員の活動状況

令和5年度中^(注)に民生委員が処理した相談・支援延件数は4,793,332件、その他の活動延件数は22,411,554件、訪問延回数は33,209,666回となっている（表8）。

注：令和6年能登半島地震の影響により、石川県の一部を除いて集計した数値である。

表8 民生委員の活動状況の年次推移

	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ³⁾ ('23)	対前年度	
						増減数 ³⁾	増減率 ³⁾ (%)
相談・支援延件数(件)	5 362 338	4 701 439	4 996 099	4 913 501	4 793 332	120 169	2.4
その他の活動延件数 ¹⁾ (件)	24 930 435	17 075 122	18 809 585	21 169 009	22 411 554	1 242 545	5.9
訪問延回数 ²⁾ (回)	35 863 593	31 345 223	32 903 383	33 289 774	33 209 666	80 108	0.2

注：1)「その他の活動延件数」は、「調査・実態把握」、「行事・事業・会議への参加協力」、「地域福祉活動・自主活動」及び「民児協運営・研修」等の延件数である。

2)「訪問延回数」は、見守り、声かけなどを目的として心身障害者・児、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動（電話や電子メールによるものを含む。）を行った延回数である。

3)令和5年度は、令和6年能登半島地震の影響により、石川県の一部を除いて集計した数値である。「対前年度」の「増減数」及び「増減率」の算出に用いた令和5年度の数値も同様である。

7 社会福祉法人関係

令和5年度末現在の社会福祉法人数は21,079法人で、前年度に比べ5法人(0.0%)増加している。また、社会福祉連携推進法人数は21法人となっている。

社会福祉法人の種類別にみると「施設経営法人」が18,419法人で、前年度に比べ22法人(0.1%)減少している。(表9)

表9 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人数の年次推移

(単位：法人)

	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率(%)
社会福祉法人 ¹⁾	20 933	20 985	21 021	21 074	21 079	5	0.0
社会福祉協議会	1 893	1 880	1 879	1 872	1 861	11	0.6
共同募金会	47	48	48	48	48	-	-
社会福祉事業団	126	126	126	126	123	3	2.4
施設経営法人	18 345	18 392	18 390	18 441	18 419	22	0.1
その他	522	539	578	587	628	41	7.0
社会福祉連携推進法人 ²⁾	21

注:1)厚生労働大臣所管分については、報告に含まれていない。

2)「社会福祉連携推進法人」は、令和4年4月から制度開始となり設立された法人であり、令和5年度から報告事項として把握している。

8 戦傷病者特別援護関係

令和5年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は1,787人で、前年度に比べ371人(17.2%)減少している(表10)。

表10 戦傷病者手帳交付台帳登録数の年次推移

(単位：人)

	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	3 953	3 301	2 814	2 158	1 787	371	17.2

統 計 表 一 覧

統計表 1 身体障害者手帳交付台帳登載数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 × 障害の種類別

統計表 2 療育手帳交付台帳登載数，都道府県 - 指定都市 × 年齢（2区分）別

統計表 3 民生委員（児童委員）数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 × 性別

統計表1 身体障害者手帳交付台帳登載数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 ×
障害の種類別（2 - 1）

(単位：人)

令和5年度（2023年度）未現在

	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
全 国	4 783 069	319 724	442 400	58 066	2 334 864	1 628 015
北海道	174 597	9 440	16 191	1 817	95 472	51 677
青森県	33 890	2 000	3 146	322	16 251	12 171
岩手県	38 104	2 644	3 285	390	18 926	12 859
宮城県	44 337	2 622	3 382	516	21 407	16 410
秋田県	32 591	1 850	2 850	342	17 907	9 642
山形県	37 926	1 930	3 727	453	19 412	12 404
福島県	42 630	2 606	4 128	428	21 413	14 055
茨城県	80 192	4 957	6 550	909	35 698	32 078
栃木県	54 881	3 839	6 674	903	24 862	18 603
群馬県	42 953	2 256	4 833	456	19 708	15 700
埼玉県	130 558	9 293	10 986	1 803	60 403	48 073
千葉県	118 480	7 480	9 110	1 696	55 269	44 925
東京都	471 316	39 910	49 650	7 624	226 625	147 507
神奈川県	99 420	7 263	9 746	1 421	47 275	33 715
新潟県	57 214	3 489	6 488	678	29 057	17 502
富山県	25 360	1 485	2 798	280	11 730	9 067
石川県	24 768	1 321	1 877	275	12 561	8 734
福井県	24 694	1 686	2 346	242	12 705	7 715
山梨県	24 716	1 746	2 411	295	11 614	8 650
長野県	56 186	3 087	5 370	583	28 478	18 668
岐阜県	63 455	3 738	4 959	670	31 514	22 574
静岡県	70 682	4 504	5 937	968	33 118	26 155
愛知県	106 606	6 131	8 622	1 211	50 715	39 927
三重県	66 653	3 996	6 939	761	32 365	22 592
滋賀県	37 027	2 325	2 921	402	19 295	12 084
京都府	68 411	4 498	6 555	840	33 220	23 298
大阪府	105 239	6 487	9 044	1 292	55 698	32 718
兵庫県	82 412	5 026	6 922	1 033	42 694	26 737
奈良県	44 607	3 160	4 465	458	22 545	13 979
和歌山県	35 546	2 103	3 710	446	18 823	10 464
鳥取県	17 686	1 334	1 667	231	8 755	5 699
島根県	22 030	1 599	2 685	262	10 863	6 621
岡山県	29 054	1 847	2 421	314	14 353	10 119
広島県	40 513	3 114	3 527	423	20 493	12 956
山口県	46 559	3 136	3 964	599	22 180	16 680
徳島県	31 030	2 206	3 991	303	13 990	10 540
香川県	22 063	1 439	2 208	250	10 401	7 765
愛媛県	39 809	2 767	3 161	395	19 376	14 110
高知県	22 633	1 555	1 505	217	10 585	8 771
福岡県	94 124	5 952	9 449	1 147	46 274	31 302
佐賀県	39 114	2 225	3 454	375	20 866	12 194
長崎県	32 964	2 327	3 479	364	15 513	11 281
熊本県	52 026	3 452	5 985	500	24 893	17 196
大分県	34 741	2 011	3 321	371	18 436	10 602
宮崎県	38 862	2 213	3 524	464	19 603	13 058
鹿児島県	59 374	4 125	6 630	615	29 816	18 188
沖縄県	53 514	3 146	6 709	635	21 738	21 286
指定都市(別掲)						
札幌市	80 513	4 461	5 266	850	41 552	28 384
仙台市	31 434	2 216	2 441	392	14 875	11 510
さいたま市	32 714	2 329	3 191	509	14 918	11 767
千葉市	31 103	1 921	2 453	407	14 487	11 835
横浜市	97 440	6 607	9 306	1 064	43 669	36 794
川崎市	36 590	2 255	3 470	475	16 598	13 792
相模原市	19 523	1 306	1 992	175	8 819	7 231
新潟市	26 852	1 976	2 719	369	14 078	7 710
静岡市	22 500	1 557	1 652	303	10 070	8 918
浜松市	24 168	1 510	2 042	309	11 320	8 987
名古屋市	77 805	5 513	6 339	893	35 612	29 448
京都市	67 450	5 137	5 957	707	33 205	22 444
大阪市	135 039	10 036	12 675	1 902	68 856	41 570
堺市	34 691	2 153	3 059	396	18 194	10 889
神戸市	73 284	5 624	6 001	824	39 709	21 126
岡山市	22 470	1 582	1 676	272	10 820	8 120
広島市	40 400	3 197	3 238	456	19 568	13 941
北九州市	44 017	3 065	4 307	572	20 189	15 884
福岡市	51 642	3 504	4 467	590	25 172	17 909
熊本市	27 451	1 790	2 748	248	12 178	10 487

統計表1 身体障害者手帳交付台帳登載数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 ×
障害の種類別（2 - 2）

(単位：人)

令和5年度（2023年度）未現在

	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
中核市(別掲)						
旭川市	15 935	957	1 798	158	8 333	4 689
函館市	11 230	818	888	123	5 467	3 934
青森市	10 774	641	880	107	4 782	4 364
八戸市	8 359	480	660	78	4 002	3 139
盛岡市	9 795	751	728	110	4 746	3 460
秋田市	12 873	780	1 159	172	6 457	4 305
山形市	10 818	543	990	124	5 489	3 672
郡山市	10 229	693	905	96	4 987	3 548
いわき市	12 148	837	884	146	6 271	4 010
福島市	9 451	686	765	123	4 771	3 106
水戸市	8 505	675	716	72	3 896	3 146
宇都宮市	14 542	1 061	1 660	138	6 424	5 259
前橋市	11 458	696	1 365	103	5 193	4 101
高崎市	11 620	651	1 227	125	5 361	4 256
川越市	9 659	725	878	114	4 432	3 510
越谷市	9 223	641	681	142	4 304	3 455
川口市	17 294	1 203	1 326	222	7 825	6 718
船橋市	15 347	1 091	1 052	237	7 251	5 716
柏市	12 265	837	1 025	204	5 552	4 647
八王子市	15 591	1 224	1 863	177	6 736	5 591
横須賀市	12 577	831	1 364	137	5 456	4 789
富山市	16 885	879	1 356	149	7 739	6 762
金沢市	14 579	938	980	134	6 826	5 701
福井市	9 576	623	840	114	4 773	3 226
甲府市	8 583	648	801	112	4 087	2 935
長野市	14 151	834	1 076	168	7 165	4 908
松本市	9 044	575	602	100	4 275	3 492
岐阜市	15 638	978	1 236	143	7 747	5 534
豊橋市	11 091	577	824	119	5 231	4 340
豊田市	12 628	805	1 099	127	6 108	4 489
岡崎市	11 358	743	1 071	99	5 319	4 126
一宮市	12 784	712	913	107	6 260	4 792
大津市	15 802	1 000	1 233	189	7 902	5 478
高槻市	12 918	867	934	174	7 042	3 901
東大阪市	22 982	1 372	2 197	246	11 746	7 421
豊中市	13 879	863	1 092	264	7 032	4 628
枚方市	16 747	1 008	1 226	167	9 181	5 165
八尾市	10 060	744	1 000	132	5 039	3 145
寝屋川市	9 365	537	969	94	4 861	2 904
吹田市	12 043	742	856	127	6 532	3 786
姫路市	18 793	1 030	1 548	227	10 418	5 570
西宮市	15 113	986	1 245	198	7 742	4 942
尼崎市	21 375	1 392	1 787	287	10 827	7 082
明石市	10 669	768	1 023	123	5 344	3 411
奈良市	13 013	858	1 162	128	6 481	4 384
和歌山市	16 377	1 090	1 706	194	8 200	5 187
鳥取市	7 033	520	849	87	3 474	2 103
松江市	7 851	585	926	95	3 697	2 548
倉敷市	16 044	912	1 285	162	7 983	5 702
福山市	16 891	1 170	1 462	191	8 425	5 643
呉市	8 334	648	655	80	3 878	3 073
下関市	11 966	877	982	159	5 710	4 238
高松市	16 865	1 104	1 357	155	7 838	6 411
高松市	17 383	1 314	1 328	176	8 411	6 154
高知市	13 354	1 076	807	143	6 168	5 160
久留米市	11 363	758	1 168	124	5 743	3 570
長崎市	20 543	1 479	2 727	270	8 847	7 220
佐世保市	12 069	860	1 180	155	5 570	4 304
大分市	20 352	1 124	1 783	160	10 965	6 320
宮崎市	16 670	1 175	1 560	194	8 050	5 691
鹿児島市	29 017	1 950	3 017	244	14 528	9 278
那覇市	13 555	723	1 423	149	5 181	6 079

統計表2 療育手帳交付台帳登載数，都道府県 - 指定都市×年齢（2区分）別

		令和5年度（2023年度）未現在		
		総数	18歳未満	18歳以上
（単位：人）				
全	国	1 281 469	325 224	956 245
北	海	49 778	10 227	39 551
青	森	14 011	2 510	11 501
岩	手	12 646	1 858	10 788
宮	城	12 913	2 943	9 970
秋	田	9 199	1 284	7 915
山	形	9 529	1 543	7 986
福	島	20 213	4 705	15 508
茨	城	27 109	6 366	20 743
栃	木	19 978	4 663	15 315
群	馬	17 014	3 948	13 066
埼	玉	49 155	13 585	35 570
千	葉	41 754	11 543	30 211
東	京	103 854	14 888	88 966
神	奈	32 283	9 614	22 669
新	潟	13 841	2 351	11 490
富	山	8 935	1 684	7 251
石	川	10 214	2 130	8 084
福	井	7 357	1 261	6 096
山	梨	7 195	1 994	5 201
長	野	23 249	4 342	18 907
岐	阜	22 003	6 027	15 976
静	岡	23 920	6 279	17 641
愛	知	44 819	14 381	30 438
三	重	17 128	4 461	12 667
滋	賀	16 762	4 474	12 288
京	都	12 731	2 586	10 145
大	阪	59 572	17 432	42 140
兵	庫	47 219	16 558	30 661
奈	良	14 674	4 618	10 056
和	歌	10 919	2 694	8 225
鳥	取	6 002	805	5 197
島	根	8 229	1 149	7 080
岡	山	13 277	2 686	10 591
広	島	15 683	3 636	12 047
山	口	14 037	2 888	11 149
徳	島	9 238	1 662	7 576
香	川	8 272	1 873	6 399
愛	媛	15 892	3 221	12 671
高	知	6 446	921	5 525
福	岡	31 931	8 104	23 827
佐	賀	9 746	2 187	7 559
長	崎	16 857	2 876	13 981
熊	本	14 378	3 755	10 623
大	分	12 304	3 002	9 302
宮	崎	12 568	2 492	10 076
鹿	児	23 151	4 467	18 684
沖	縄	18 555	4 778	13 777
指定都市（別掲）				
札	幌	22 004	5 166	16 838
仙	台	9 575	2 739	6 836
さい	たま	9 447	2 954	6 493
千	葉	8 328	2 427	5 901
横	浜	37 752	14 409	23 343
川	崎	12 826	4 486	8 340
相	模	7 001	2 493	4 508
新	潟	6 106	1 140	4 966
静	岡	7 529	2 084	5 445
浜	松	8 610	3 009	5 601
名	古	21 202	6 743	14 459
京	都	17 777	7 149	10 628
大	阪	35 564	12 879	22 685
堺	市	9 502	2 670	6 832
神	戸	19 176	6 536	12 640
岡	山	6 996	1 737	5 259
広	島	10 307	3 399	6 908
北	九	12 385	2 695	9 690
福	岡	14 621	4 525	10 096
熊	本	8 221	2 533	5 688

統計表3 民生委員（児童委員）数，都道府県 - 指定都市 - 中核市×性別

(単位：人)

令和5年度(2023年度)末現在

	総数	男	女
全 国	228 573	85 916	142 657
北海道	7 980	3 587	4 393
青森県	2 123	850	1 273
岩手県	3 067	1 252	1 815
宮城県	2 928	875	2 053
秋田県	2 549	1 137	1 412
山形県	2 327	1 093	1 234
福島県	2 894	1 301	1 593
茨城県	4 790	2 374	2 416
栃木県	3 080	1 198	1 882
群馬県	2 781	848	1 933
埼玉県	7 568	2 466	5 102
千葉県	5 930	2 548	3 382
東京都	9 255	2 194	7 061
神奈川県	3 889	1 235	2 654
新潟県	3 403	1 740	1 663
富山県	1 693	802	891
石川県	2 013	832	1 181
福井県	1 357	619	738
山梨県	2 053	854	1 199
長野県	3 809	1 578	2 231
岐阜県	3 622	1 573	2 049
静岡県	4 291	1 992	2 299
愛知県	5 279	2 144	3 135
三重県	4 033	1 552	2 481
滋賀県	2 603	1 408	1 195
京都府	2 809	1 088	1 721
大阪府	4 211	1 391	2 820
兵庫県	4 570	1 899	2 671
奈良県	2 202	949	1 253
和歌山県	1 914	907	1 007
鳥取県	1 143	588	555
島根県	1 744	899	845
岡山県	2 332	1 079	1 253
広島県	2 423	1 056	1 367
山口県	3 020	1 375	1 645
徳島県	1 998	1 014	984
香川県	1 312	686	626
愛媛県	2 630	1 138	1 492
高知県	1 650	747	903
福岡県	4 430	1 748	2 682
佐賀県	2 109	852	1 257
長崎県	1 873	885	988
熊本県	2 720	1 086	1 634
大分県	2 039	846	1 193
宮崎県	1 771	784	987
鹿児島県	3 085	1 254	1 831
沖縄県	1 562	501	1 061
指定都市(別掲)	2 787	885	1 902
札幌市	1 507	412	1 095
仙台市	1 372	407	965
さいたま市	1 434	342	1 092
千葉市	4 350	903	3 447
川崎市	1 541	511	1 030
相模原市	886	312	574
新潟市	1 327	465	862
静岡市	1 147	477	670
浜松市	1 332	552	780
名古屋市	4 165	695	3 470
京都市	2 685	682	2 003
大阪市	3 897	1 434	2 463
堺市	1 090	419	671
神戸市	2 313	493	1 820
岡山市	1 193	487	706
広島市	1 824	536	1 288
北九州市	1 541	443	1 098
福岡市	2 332	362	1 970
熊本	1 309	242	1 067

	総数	男	女
中核市(別掲)			
旭川市	760	330	430
函館市	683	213	470
青森市	592	167	425
八戸市	492	191	301
盛岡市	569	176	393
秋田市	664	289	375
山形市	490	236	254
郡山市	605	256	349
いわき市	637	278	359
福島市	575	229	346
水戸市	428	200	228
宇都宮市	800	253	547
前橋市	667	197	470
高崎市	711	136	575
川越市	492	121	371
越谷市	406	135	271
川口市	597	140	457
船橋市	748	221	527
柏市	539	149	390
八王子市	438	125	313
横須賀市	533	156	377
富士市	885	452	433
金沢市	1 150	402	748
福井市	501	206	295
甲府市	451	200	251
長野市	868	289	579
松本市	543	144	399
岐阜市	867	346	521
豊橋市	552	182	370
豊田市	589	252	337
岡崎市	573	158	415
一宮市	518	237	281
大津市	650	293	357
高槻市	499	159	340
東大阪市	795	314	481
豊中市	539	95	444
枚方市	466	121	345
八尾市	365	151	214
寝屋川市	326	61	265
吹田市	510	156	354
姫路市	918	292	626
西宮市	618	91	527
尼崎市	768	186	582
明石市	394	121	273
奈良市	736	273	463
和歌山市	706	259	447
鳥取市	483	262	221
松江市	482	263	219
倉敷市	787	376	411
福山市	865	399	466
呉市	599	168	431
下関市	657	229	428
高松市	851	358	493
松山市	993	322	671
高知市	686	278	408
久米市	559	203	356
長崎市	944	343	601
佐世保市	598	264	334
大分市	879	206	673
宮崎	684	305	379
鹿児島市	1 033	319	714
那覇市	364	100	264

用語の定義

1 身体障害者福祉関係

身体障害者手帳交付台帳登載数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

2 知的障害者福祉関係

療育手帳交付台帳登載数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事等が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

3 障害者総合支援関係

補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

4 婦人保護関係

婦人相談所・婦人相談員

要保護女子等に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事又は市長が委嘱する相談員をいう。

5 老人福祉関係

(1) 養護老人ホーム

65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(2) 特別養護老人ホーム

65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(3) 軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホーム A 型、軽費老人ホーム B 型

無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設で

あり、このうち軽費老人ホームは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、都市型は、都市部を中心とした地域において自炊のできる程度の健康状態にある者を、A型は身寄りのない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を入所させる施設をいう。

(4) 老人クラブ

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」(平成13年10月1日老発第390号老健局長通知)に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体をいう。

6 民生委員関係

民生委員(児童委員)

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者をいう。

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる。

7 社会福祉法人関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人をいう。

なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)が所轄庁である法人のみ報告されるため、厚生労働大臣が所轄庁となる法人(全国を単位として行われる事業を行っている法人等)は含まれていない。

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているものをいう。

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人をいう。

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(昭和46年7月16日社庶第121号社会局長・児童家庭局長連名通知)に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体をいう。

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人をいう。

(6) その他

(2)~(5)のいずれにも該当しない社会福祉法人で、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業(生活困難者や障害者に対する相談・支援等)を行う社会福祉法人をいう。

(7) 社会福祉連携推進法人

社会福祉法に基づき、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図ることを目的として設立された法人をいう。

8 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている数をいう。